

令和2年度

第1回 鳥取県夜間中学設置検討委員会

令和2年 9月 4日(金)

午前10時から午前11時30分

鳥取県庁議会棟特別会議室

日 程

1 開 会

2 挨拶

3 委員紹介

4 協 議

「鳥取県で考えられる県立夜間中学の形について」

(1) 設置検討にかかる経緯・課題、学校形態(案)について

(2) 新たなニーズ調査について

(3) (案) スケジュールについて

5 連 絡

6 閉 会

第1回 鳥取県夜間中学設置検討委員会

1 趣 旨

令和元年度鳥取県教育審議会「夜間中学等調査研究部会」における調査研究の結果を受け、令和2年3月20日の定例教育委員会において公立夜間中学を設置の方向性が示された。

これを受け、4月以降、公立夜間中学設置について、4市教育委員会や町村教育委員会と協議を行ったところ、公立夜間中学設置の必要性は大いにあるが、対象者が各地域に散在し、市町村単独で設置することは困難であることから、県立での設置を求める意見であった。

については、本県における県立夜間中学の設置に向けた検討課題や開校のために必要な事項に関して専門的な知見を踏まえて検討する。

2 日 時 令和2年9月4日（金）午前10時から午前11時30分

3 場 所 鳥取県庁議会棟特別会議室

4 委員構成

区 分	氏 名	職 名
学識経験者（大学教授等）	山根 俊喜	鳥取大学地域学部長
外国人支援関係者	岩本 由美子	公益財団法人 鳥取県国際交流財団事務局 次長
民間による不登校支援機関関係者	横井 司朗	学校法人鶏鳴学園 理事長
市町村教育委員会代表	小椋 博幸	倉吉市教育委員会 教育長
県中学校長会代表	岡田 年史	鳥取市立国府中学校 校長
事務局	足羽 英樹	鳥取県教育委員会 教育次長
	中田 寛	鳥取県教育委員会 参事監
	岡本 修典	いじめ・不登校総合対策センター長

※検討内容によりオブザーバーを招聘する。

(敬称略)

事務局出席者 小中学校課義務教育主査 下田 智美
小中学校課課長補佐 岸田 賢
小中学校課指導主事 嶋田 武弘

県立夜間中学設置検討にかかる経緯・課題、学校形態（案）について

1 国における夜間中学設置等に向けた取組の推進

○地方公共団体に、学齢期を経過し学校における就学の機会が提供されなかった者に対し、夜間中学等における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられた。（教育機会確保法第14条）

○文科省基本計画において、全都道府県に少なくとも一つは都道府県立によるものも含め、夜間中学が設置されるよう取り組むことが定められた。（第3期教育振興基本計画）

＜最近の夜間中学の状況＞

- ・これまで夜間中学は、全国各地の市部等で設置されていたが、平成28年12月成立の教育機会確保法を受け、令和3年に徳島県や高知県で県立の夜間中学が開設され、その他、長崎県においても検討が始まるなど、県立による夜間中学設置の動きがある。

2 県立夜間中学設置にかかるこれまでの検討状況

○【H30～R1】平成30年度から2年間に渡り、県教育審議会に夜間中学等調査研究部会を設け、調査研究を進めた結果、法律の要請や県内ニーズに応えるべく、公立、私立夜間中学の設置検討を含め、学びを必要とする全ての方への学びを保障するために取り組む必要があることで報告がまとまった。

（1）ニーズ調査（H30）

- ・夜間中学に「通ってみたい」「通わせてみたい」と回答した者24名

＜内訳＞不登校の学齢期の生徒21名、不登校により十分な教育を受けられないまま卒業した者3名（東部5名、中部10名、西部9名）

＜意見＞・基礎学力が十分でないまま社会に送り出され、困っている人が多い。

- ・様々な理由で昼間に学校に行けない人がおり、夜なら学校に行ける人の対応を考えてほしい。

（2）県教育審議会『夜間中学等調査研究部会』からの報告

- ・ニーズ調査によると、学齢期の生徒を入学対象としないことは考えにくく、学齢期の生徒を対象とした、昼間の開設が望ましいが、就労者等を対象とした夜間の開設も必要であり、柔軟な教育課程編成が必要。
- ・本県の交通事情を勘案すると、入学希望者全てが1か所の学校へ継続的に通うことは困難であることから、場所は利便性の良い市部とし、本校の他に分校を設置することも考えられる。

（3）3月定例教育委員会での協議（R2.3.20）

- ・公立夜間中学の設置について検討を進めることとし、市町村の意向を伺った上で、具体的検討を進めていく。

○【R2.4～】報告を受け、市町村による設置を模索すべく意見交換を行ったところ、夜間中学による就学機会提供の重要性・必要性は認識した上で、全県に散在するニーズを踏まえると市町村単独での運営は困難であり、県内どの市町村に在籍しても夜間中学に通うことが出来るよう、7月13日付けで県立での夜間中学の設置を求める要望書が県都市教育長会及び県町村教育長会から提出された。

⇒7月15日開催の定例教育委員会において、夜間中学の県立による設置等についての検討を始めることについて協議を行い、検討組織を立ち上げ、具体的に検討を進めることで結論を得た。

3 県立夜間中学設置にかかる課題

（1）課題について

- ・不登校となっている学齢期の生徒や入学希望既卒者の通学事情や安全性を勘案すると、昼間の開設が望ましいが、一方、昼間に就労している者は通えない。
- ・学齢期の生徒を対象とせず、就労している者が通えるよう夜間に開設すると、終業時間後の公共交通機関の利用が困難である。
- ・学齢期の生徒を入学対象としない場合、実際の入学者がかなり少なくなることが考えられる。
- ・本県の交通事情を勘案すると、県内各地に散在する入学希望者全てが1か所の学校へ継続的に通うことは困難である。
- ・校舎について、現在使用していない校舎は、利便性が悪いところが多く、既に別の形で利用されている。夜間に定時制を開設している県立高等学校には空いている教室がない。

（2）課題にかかる主な論点について

- ・ニーズ調査の結果、希望者が学齢期の生徒が大半であること、人数が多くないこと等を踏まえた夜間中学対象者について（学齢期の生徒を対象とした場合の夜間中学とフリースクール等との関係）
- ・想定される夜間中学対象者を踏まえた適切な学校形態について
- ・財政的負担に配慮した学校の設置及び運営のあり方について

4 学校形態（案）について

（県立夜間中学にかかる考え方）

夜間中学での学びを必要とする全ての方への学びを保障し、多様な対象者に対応した柔軟な学校運営を実施する。

県内全市町村の対象者が夜間中学の授業を受講できるとともに、対象人数等も考慮し、財政的負担に配慮した学校の設置、運営のあり方を検討する。

（1）対象者

夜間中学の本来の目的である義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者・形式的卒業した者のほか、ニーズ調査を踏まえた不登校の学齢生徒や、近年増加傾向である外国籍の者など学びを必要とする全ての方への義務教育の機会を保障する。

① 義務教育未修了者 ② 外国籍の者 ③ 入学希望既卒者 ④ 不登校となっている学齢生徒

（2）学校形態

不登校となっている学齢生徒と、義務教育未修了、入学希望既卒者及び外国籍の者とは、学習内容、進度等において、大きな隔たりがあることから、クラス編成を分けること等についても検討を行う。

（3）学校設置のあり方

通学等の負担に配慮し、ニーズや財政負担も考慮しつつ、利便性のよい市部での設置を検討とともに、オンライン授業（サテライト方式）等の遠隔教育についても併せて検討を行う。

新たなニーズ調査について

<概要>

夜間中学に関心がある、入学の意向がある者に対し、県立夜間中学の学校形態（案）を示した上で、対象者に確実にアンケートを届け、実施いただけるよう、調査対象者、調査方法、調査項目について検討を行う。

アンケート調査の設計

調査目的	1 夜間中学設置のニーズの把握 ① ニーズを持つ当事者の人数把握 ② 当事者本人の特性（年齢、国籍、入学意向理由）の把握 2 新たなニーズの掘り起こし
調査対象者	当事者、支援者、応援者、理解者 ※詳細は下記参照
調査方法	1 はがきアンケート（当事者、支援者、応援者、理解者を対象） 2 個別記入アンケート（応援者を対象） ※ヒアリング調査との併用も検討
調査項目	※調査用紙に、本委員会での学校形態（案）【対象者、学校形態、学校設置内容等】を示し、具体的な夜間中学のイメージを示した上で、アンケートを行う 1 夜間中学入学意向 2 入学意向理由 3 回答者の属性（性別、年齢、国籍など）
実施時期	令和2年10月頃から令和2年12月頃までを目途に実施予定

※調査対象者（案）

○当事者・支援者：主に入学意向を調査する

○応援者・理解者：ひとまず対象者の掘り起こしを調査し、対象者の入学意向調査に繋げる

調査対象者	具体的な対象者候補
当事者	1 義務教育未修了者 2 外国籍の者 3 入学希望既卒者 4 不登校となっている学齢生徒
支援者	1 友人・知人 2 家族・親戚
応援者	1 福祉関係者／学習支援施設 ① 民生委員 ② 保護司 ③ ケースワーカー ④ 識字教室 ⑤ 生涯学習センター ⑥ その他福祉・支援施設関係者 2 外国人支援者／日本語教室 ① 国際交流センター職員 ② 外国人支援センター職員 ③ 国際友好協会職員 ④ 日本語教室 ⑤ その他外国人支援機関の職員 3 入学希望既卒者支援施設 ① ハートフルスペース ② フリースクール ③ 不登校・ひきこもり支援団体 ④ その他支援施設 4 学校関係者 ① 小学校、中学校、義務教育学校の教職員 ② 定時制、通信制高校の教職員 ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー ④ その他学校関係者 5 自治体など公的機関 ① 市町村役所 ② 入国管理局
理解者	ニーズ調査が可能な一般市民全般（公共施設、市町村役場、町内会、駅などにアンケートを設置）

(案) スケジュールについて

・概ね下記のとおり、【STEP 1～3】のとおり取り組む予定であり、令和5年度～令和6年度頃までの開校を目指したい。

【STEP 1】 夜間中学の概要決定 及び県内周知	【STEP 2】 夜間中学の詳細決定 及び校舎等準備	【STEP 3】 開校に向けた入学者受入れ 及び授業実施にかかる準備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会等報告 ・ 設置検討委員会の設置 ・ 新たなニーズ調査 ・ 広報、シンポジウム開催 ・ 設置場所等の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間中学開設準備室の設置 ・ 「夜間中学体験会」の開催 ・ 入学希望プレ調査 ・ 施設・設備整備にかかる計画 ・ 教育課程の研究 ・ 就学助成制度適用にかかる検討 ・ 関係条例・規則等の整備 ・ (校舎等準備) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学希望者募集開始 ・ 入学希望者への説明会の開催 ・ 入学希望者への面接実施 ・ 学級編制、教育課程編成等決定 ・ 教員研修の実施・人的配置の検討 ・ (校舎等準備)

※予算要求、補助金申請(補助率1/3)については毎年度継続して行う。

鳥取県夜間中学設置検討委員会実施スケジュール (案)

時期	検討委員会
9月	○第1回検討委員会 (検討内容) ・ 学校形態(案)について ・ 新たなニーズ調査について ・ スケジュールについて
10月	○ニーズ調査実施
11月	
12月	○ニーズ調査結果とりまとめ
1月	○第2回検討委員会 (検討内容) ・ ニーズ調査を踏まえた学校形態(案)について ・ 設置場所(案)について ・ 開設時期(案)について
2月	
3月	○第3回検討委員会 (検討内容) ・ 県立夜間中学にかかる学校形態、設置場所、開設時期について ⇒【教育委員会】県立夜間中学にかかる教育委員会案の決定
4月	○(6月補正)予算要求準備
5月	○第4回検討委員会【最終】 (検討内容) ・ 県立夜間中学予算について (夜間中学開設準備室経費、(国庫)新設準備経費、シンポジウム経費等) ・ その他
6月	⇒【県議会】6月議会・補正予算

※その他、夜間中学にかかるシンポジウム実施予定

県立夜間中学設置に向けたスケジュールイメージ (設置準備・運営補助)

鳥取県教育委員会

○開設前2年間の準備期間と開設後3年間の計5か年の補助事業が、期限を区切って行われる。

